官

この政令は、

附則第三条第一項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。 確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

政令第百九十五号

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、確定拠出年金法 (平成十三年法律第八十八号)第三条第一項、

目次中「第二条」を「第一条の二」に改める。 第二章中第二条の前に次の一条を加える。

第一条の二 法第三条第一項の政令で定める者は、当該厚生年金適用事業所において実施されている (企業型年金を実施しようとする場合において同意を得るべき者)

企業年金制度 ( 法第四条第一項第二号に規定する企業年金制度をいう。 以下この条及び第九条の二 適用されている期間がある者に限る。)とする。 ている者 ( 六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該企業年金制度又は退職手当制度が 業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることとなるものが適用され において同じ。)又は退職手当制度であって法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該企

第九条の次に次の一条を加える。

(企業型年金加入者となる者)

第九条の一 年金加入者であった者を除く。)とする。 が適用されていた期間がある者に限り、六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型 れていた者(六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該企業年金制度又は退職手当制度 機関が当該企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用さ 実施されていた企業年金制度又は退職手当制度であって法第五十四条第一項の規定により資産管理 法第九条第一項ただし書の政令で定める者は、当該実施事業所において実施され、又は

十五万円)」を加える。 第六十条第二項中「五十万円」の下に(同項に規定する継続個人型年金運用指図者にあっては、二

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金

日 (平成二十六年一月一日)から施行する。 法等の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第九十三号) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の

厚生労働大臣

内閣総理大臣 野田 小宮山洋子 佳彦

御 名 御 非訟事件手続法の施行期日を定める政令をここに公布する。

平成二十四年七月十九日

内閣総理大臣

野田

佳彦

政令第百九十六号 非訟事件手続法の施行期日を定める政令

制定する。 内閣は、非訟事件手続法 (平成二十三年法律第五十一号) 附則第一項の規定に基づき、この政令を

非訟事件手続法の施行期日は、 平成二十五年一月一日とする。

7

内閣総理大臣 **法務大臣** 野田 滝 佳彦 実

非訟事件手続法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名

第九条第一項ただし書及び

平成二十四年七月十九日

内閣総理大臣

野田

佳彦

政令第百九十七号

非訟事件手続法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

成二十三年法律第五十三号)の施行に伴い、 五十二号) 及び非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平 内閣は、非訟事件手続法 (平成二十三年法律第五十一号)、家事事件手続法 (平成二十三年法律第 (健康保険法施行令の一部改正) 並びに関係法律の規定に基づき、 この政令を制定する。

一条(健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第

同条を第五十九条の十五とする。 第五十九条の十六第二項中「前三条」を「前二条」に「第五十九条の十四」を「前条」に改め、 第五十九条の十五を削る。

(農業用動産抵当権実行令の一部改正)

第 条 第三条第一項中「非訟事件手続法」を「非訟事件手続法( 平成二十三年法律第五十一号)」に改め、 農業用動産抵当権実行令 (昭和八年勅令第三百九号) の一部を次のように改正する。

(予算決算及び会計令の一部改正)

同条第二項を削る。

第三条 予算決算及び会計令 (昭和二十二年勅令第百六十五号)の一部を次のように改正する。 成二十三年法律第五十二号)」に改める。 第五十一条第十一号中「家事審判法 (昭和二十二年法律第百五十二号)」を「家事事件手続法 (平

(予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の予算決算及び会計令第五十一条第十一号の規定の適用について 法」という。)第三条の規定による廃止前の家事審判法 (昭和二十二年法律第百五十二号。 法に基づいて調査の嘱託を受け又は報告を求められた者とみなす。 法第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)を家事事件手続 条において「旧家事審判法」という。)に基づいて調査の嘱託を受け又は報告を求められた者 ( 整備 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 ( 以下「整備 第三十一

(医療法施行令の一部改正)

第五条 医療法施行令 (昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。 第五条の六の表第八百七十条の項を次のように改める。

第七百四十一条第	第七百四十条第一	第七百三十二条	第八百七十条第一項(この法律の規定(
項	項		第二編第九章第
用する第七百四十一条第一項医療法第五十四条の七において準	用する第七百四十条第一項医療法第五十四条の七において準	用する第七百三十二条医療法第五十四条の七において準	用するこの法律の規定医療法第五十匹条の七において準